

見附市、自殺者が3倍に 見附市自殺対策会議に参加

見附市自殺対策会議が、2月20日、見附市健康福祉センターで開催されました。

市の担当者らと12の関係機関が集まり自殺の現状・課題について報告と話し合いが行われました。

報告の中で、令和6年の自殺者数が13人で令和5年の4人から3倍に増加したこと、年代別では、働き盛りの40歳代までの自殺者が47%、50歳代が11%、60歳代以降が42%、5年間の統計では働き盛り・若者の比率が多く、それ以前は60歳代が半分以上となっていました。若い働き盛りの人の自殺者の増加が、自殺者全体の増加となる傾向がみられています。

こうした傾向を踏まえ、市の担当者から、「悩んでいる人が相談につながるための方策」について、関係機関に意見を求められました。地域包括支援センターをはじめ多くの団体から、職場や地域での人間関係が持てない人、社会的に孤立しがちな人や、働き盛りで地域活動への接点が少ない人に対してのアプローチがしにくいことが原因だと言われました。それで何かキッカケが作れるようなイベントも考えられています。広がっていきなかつたり、学生や会社員の人が、退学・退職後に孤立化し、対応できない等の実態が出されました。

県立精神医療センターの院長からは、相談は土日休みのところが多い状況の中で、複数の悩みの相談はどこに繋がればいいのかかわからないなどで、結果的に精神科に行かないで抱え込んでいる人も見受けられますということでした。

働き盛りの自殺の原因は、仕事、収入、借金、生活苦、家庭の悩み、不眠、精神疾患など多面的に対応できる体制や連携が必要との提案がありました。

地域活動の課題が理解でき、今後の相談対応に生かしていければと考えました。

相談員 皆川清市

冬季はチラシ配布ができないこともあつて相談が少なくなる。担当した2月相談の傾向は、人間関係や心の悩みなどといった精神サポートが多かつたが、特筆すべきものはなかつた。

1月、2月は除雪が日課であつた。一昨年は湿つた雪による大雪で倒木が発生し停電が起きた。今年も湿つた雪で重たい。居住地域では、登録した高齢者宅等の屋根雪を下す「雪掘り隊」というボランティアを組織している。今年は依頼が来るのではと思つてきたが来なかつた。メンバーとしては良いのだが、みんな我慢していただろう。

2月下旬に差し掛かつた金曜日にお寺の総代から電話が入つた。「今日、住職が退院してくる。屋根の雪が多いので見てほしい」等々。早速、お寺に行くことになり、屋根の上には150cmほどの雪が積もつている。この先、3日ほどは大雪に注意等の予報もあることから急遽日曜午前9時から雪を掘ることとした。当日集まつた檀家は9軒。住職を含めて11人で屋根に上がった。80歳を超えた人もいたから平均年齢70歳位だろう。お寺の後ろは竹藪。周りは杉の高木が困つていて、雪が積もりやすいところ。約3時間でこの先大丈夫な程度に下した。

今年も雪による事故が多く発生している。多くは高齢者。行政は、「雪下ろしは1人でしない。無理はしない」「命綱固定アンカーを設置」等の事故防止を呼びかけられているが、しかし、実態は前述のとおり。特に高齢者が多い地域では、世帯構成からして難しい面が多々ある。

今年も雪のほかに自宅と小屋、仲間との趣味の小屋の雪を下した。この先何年続けられるものか。

相談員 小林 守

不倫、別居、財産分割どうすれば？

「SCでの離婚相談は以前多かったのですが、最近難しい相談は徐々に減ってきているというのが実感です。今回の相談は、夫の浮気が原因で、現在別居を続けて2年になるけどどうしたらいいのかという60代女性からの相談でした。

夫は59歳でもう一年すれば一先ず退職ということでした。夫には別居前から不倫関係の女性があり、別居をしてからはよくその女性の車が家の前に止まっているということでした。

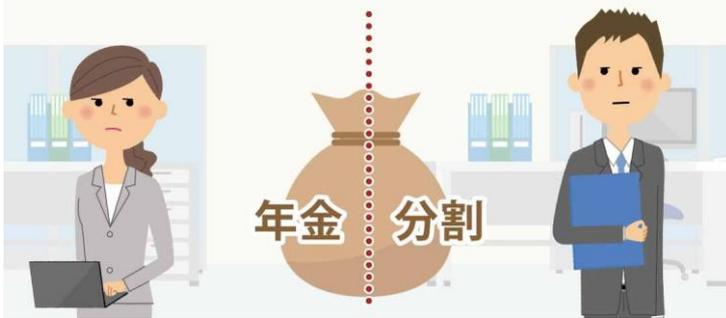
相談者の妻は契約社員であり手取りは10万円程度で、夫の通帳を預かっており、そこから3万円程度を得て、合わせて13万円程度で何とか生活しています。一人息子がいますが、契約社員で奨学金の返済などもあり家に入れる余裕はないそうです。また、夫との会話はなく、連絡はすべてラインで行っています。このような夫婦の生活であればきっぱりと離婚したほうがいいのではないかと考えています。そのような背景で、不動産、保険、貯金、退職金などの財産分割や年金分割、不倫の慰謝料はどうなるのかという相談でした。

そこで、さっそく問題を整理して弁護士につなきました。弁護士からは、年金関係は年金事務所の方が詳しいのでそこで聞いてもらいたいということでした。まず不倫の慰謝料については、裁判所の判断として、性的行為の事実の証拠がないと訴えは難しくなるし、個人探偵を雇うとなると高額になるとのことでした。貯金や保険は共有財産となりますが、別居をした時点までの金額であり、なおかつ口座などがあるということとを裁判所に証明できなければならぬということでした。へそくりなどは証明できないので対象にならないということとです。また家のローンなどが残っていれば、それもマイナスの財産として分割となるということとです。

結論として、今の段階で、夫の通帳から生活費をとることができるようであれば、自分の年金が出るようになるまで、今の生活をつづけた方がいいのではないかということでした。

離婚で多くの場合不利な状況に追い込まれる女性が多いというのが実態です。離婚はしたが、夫が養育費を払わないなどの問題も多くあります。熟年離婚でも、退職金や年金の分割もしっかりと知識を持っていないと、離婚後の生活に大いに影響してくるのが考えられます。

離婚する夫婦が増えている中で、離婚するにあたってでも知識多くを蓄えておく必要があるようです。女性の場合は特に経済的問題が多いのが実態です。相談者には準備できることは少しずつやっておいてくださいとお伝えしました。



年金分割の相談は年金事務所へ

**退職金、確定拠出年金、ローン
慰謝料、弁護士料、探偵料**



離婚する前に、離婚後の生活設計を考えて

相談員 金内孝永